

通所リハビリテーション吉原 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業運営規程

（運営規定設置の趣旨）

第1条 この規定は、医療法人智仁会が設置する通所リハビリテーション吉原（以下「事業所」という。）において実施する（介護予防）通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 （介護予防）通所リハビリテーションは、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図ることを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第3条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 地域との結びつきを重視し、佐賀中部広域連合等の保険者、居宅支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との連携に努めるものとする。
 - 3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 （介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 通所リハビリテーションステーション吉原
- (2) 所在地 佐賀市北川副町新郷 654-1
(医療法人智仁会 夢館 1F)

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、佐賀市とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 医師 1人 (常勤兼務)

医師は、事業所の従業者の管理者及び業務の管理を一元的に行うと共に、利用者の症状に応じた医学的管理を行う。

(2) 従業者

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上 (兼務含む)

理学療法士は他職種と連携しつつ利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、理学療法の提供を行う。

作業療法士は他職種と連携しつつ利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、作業療法の提供を行う。

言語聴覚士は言語療法の提供と、看護、介護、その他の職種と共同して口腔清潔、摂食・嚥下機能の課題の把握を行い、口腔機能改善管理指導計画を作成し口腔機能向上サービスを行う。

看護職員・介護職員 10人以上

看護師・准看護師は他職種と連携しつつ利用者の病状観察、心理的問題の解決、療養・介護方法の指導、看護の提供を行う。

介護福祉士は介護職員に対して介護技術面等での指導的役割を担い、かつ他職種と連携しながら利用者の状態観察、心理的問題の解決、介護方法の指導、送迎計画の立案、送迎援助、日常介護の提供を行う。

栄養士 (管理栄養士、栄養士) 1人 (常勤兼務)

栄養士は利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養及び内容の食事を提供し栄養状態の管理 (栄養マネジメント) を行う。

(利用定員)

第8条 利用定員は1日あたり80人とする。

(介護予防)通所リハビリテーションの内容)

第9条 (介護予防)通所リハビリテーションは、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、) 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフ、看護職員、介護職員、栄養士によって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。

4 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、送迎を実施する。

※各種加算を受ける場合は、以下列記する。

- 5 (介護予防)通所リハビリテーションにおいて、口腔機能改善の為の計画を実施した場合には口腔機能向上加算を算定する。
- 6 入浴を利用された際に入浴介助加算を算定する。
- 7 退院日又は認定日から起算して3月以内に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上の個別リハビリテーションを集中して実施した場合には短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定する。
- 8 (介護予防)通所リハビリテーションにおいて、口腔機能改善の為の計画を実施した場合には口腔機能向上加算を算定する。

(介護予防)通所リハビリテーションの利用料等

第10条 (介護予防)通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 介護保険外の施設サービス利用料(非課税)は別に定める料金表の通りとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(身体の拘束等)

第11条 事業所では、原則として利用者に対し身体拘束は行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者又は副管理者が判断、利用者又は利用者の代理人(家族や後見人等)に説明し同意を得て、次に掲げることに留意した上で、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがある。この場合には、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を介護サービス記録に記載することとする。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くこととする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 (介護予防)通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する(介護予防)通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる

ものとする。

- 3 利用者に対する(介護予防)通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 13 条 (介護予防)通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した(介護予防)通所リハビリテーションに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した(介護予防)通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項)

第 15 条 通所リハビリテーション利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示すること。

- 2 施設内の設備や器具は本来の用法に従って利用すること。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があること。
- 3 他の利用者の迷惑になる行為はしないこと。
- 4 所持金品は、自己の責任で管理すること。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害の対策は次のようにする。

非常時の対応	別途定める「医療法人智仁会佐賀リハビリテーション病院消防計画」に則り対応を行う。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める「医療法人智仁会佐賀リハビリテーション病院消防計画」に則り、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施する。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知設備	あり	消火器	あり

	消防機関通報設備	あり	避難階段	あり
	誘導灯	あり	緩降機	あり
	防排煙設備	あり	スプリンクラー設備	あり
	カーテン等は防災性能のあるものを使用している。			
消防計画等	佐賀市消防署への届出日：平成21年10月1日			
防火管理者	事務長			

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

また、当事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等 高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画(BCP)の策定に関する事項)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。また、事業者は従業者に対し、業務計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。なお、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等に関する事項)

第19条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保に関する事項)

第20条 事業所は、サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を

害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1～2 回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、通所リハビリテーションに関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人智仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正